

3 本市の小中一貫教育の特色

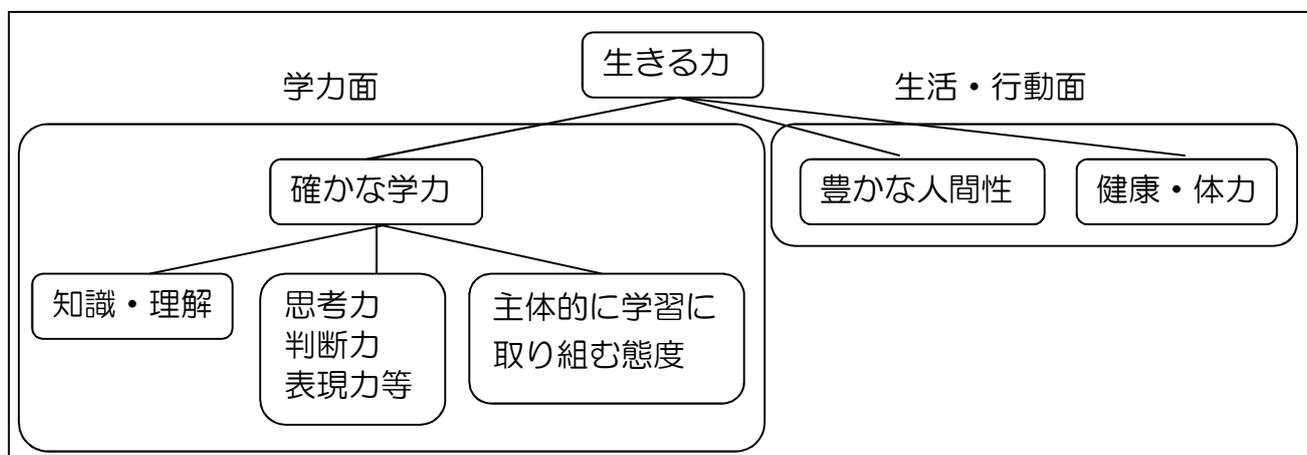
◆学習指導要領に即した小中一貫教育の推進

学習指導要領では、教育基本法や学校教育法の改正などを踏まえ、「生きる力」を育むことを基本理念としています。

本市の小中一貫教育は、このような学習指導要領の趣旨やねらいに即して進め、新たに特別な教科を設定したり、特別な内容を教えたりしません。現在使用している教科書を使用し、今までに学習してきた内容を変えることなく、小中一貫教育を推進します。

小中一貫教育が始まると、今まで以上に教員が、小中学校の学習指導要領に示された内容のつながりを重視して指導していくことになります。

学習指導要領が目指す「生きる力」



学校教育法施行規則第31条及び保護者用リーフレット(平成23年度版) 文部科学省を参考

◆中学校区の実態に即した小中一貫教育の推進

本市には6つの中学校区があり、この6つの中学校区ごとに、子どもたちの状況に即して、「目指す子ども像」や「育てたい力」、「重点教科」、「9年間を見通した指導計画」、「小中一体となった取組」を設定して、地域の実態に即した小中一貫教育を推進していきます。

また、6つの中学校区では、それぞれの小中一貫教育の内容を共有しており、校長会や副校長会、教務主任会等における教員同士の情報交換の場で、それぞれの中学校区の取組について、年間を通じて共通理解を図っていきます。

◆今までの学校体制を生かした小中一貫教育の推進

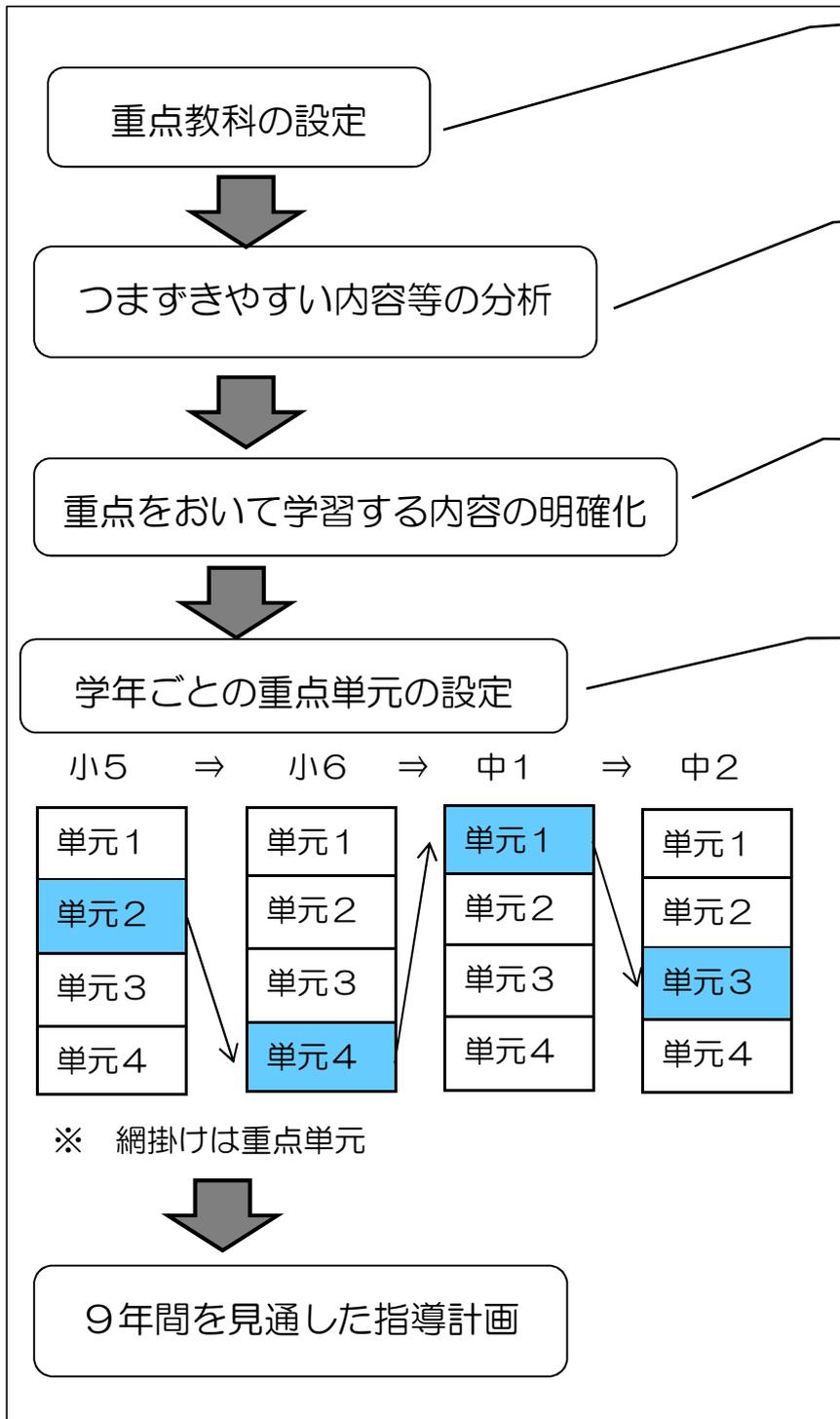
小中学校の名称や運営上の教員の組織は変わりません。また、小中学校義務教育9年間の学年区分も変えずに、6・3年制で小中一貫教育を推進します。

4 小中一貫した指導をするために

◆9年間を見通した指導計画の作成・活用

各中学校区では、「目指す子ども像」の具現化を図るために、「育てたい力」を設定しています。中学校区ごとに、その「育てたい力」の育成を目指して、小中学校が一貫した指導をするために、「9年間を見通した指導計画」を作成し指導に活用していきます。

〈9年間を見通した指導計画の作成・活用の流れ〉



「育てたい力」を確実に身に付けさせるための重点教科を決めます。

重点教科の中で、つまずきやすい内容や繰り返し学習させる内容、時間をかけて学習させる内容などを分析します。

つまずきやすい内容等に応じて、重点をおいて学習する内容を明確にします。

重点をおいて学習する内容を明確にするということは、同時にその内容を学習する重点単元も明確にします。

例えば、国語の「書く能力」を重点をおく学習内容とした場合、作文や感想文を書かせる単元を重点単元にします。

各中学校区では、こうした重点単元を設定し、前学年の学習を生かしながら、次の学年の学習を進めていけるように、9年間を見通した段階的な指導計画を作成し指導に活用します。

※ 単元=学習のまとめり